

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	文部科学省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

1 手続の概要及び電子化の状況**I 学校教育法****(1) 私立大学等の設置、私立大学等の学部等の設置の認可**

① 手続の概要

学校教育法第四条第一項で定めるとおり、私立大学等が大学、大学の学部、大学院及び大学院の研究科等を設置する際や、収容定員を増やす際にその旨を文部科学大臣の認可を受けるものである。

② 電子化の状況

平成29年度申請分について、提出書類の一部（申請内容の補足説明のために必要な参考資料、大学により10～20種類以上を添付する）を電子データでの提出に変更し、審査委員に配布する際も紙に印刷せずタブレット端末を利用することとしている。

また、提出書類の必要な書類についても見直しを諮り、「学生確保の見通しを記載した書類」（15部、1大学あたり750枚程度）の提出を不要としたところ。

平成31年度の設置認可申請分より、提出書類のうち、教員の審査に係る書類（多い大学では1大学あたり250枚程度）を紙媒体から電子データでの提出に変更する予定。

平成31年度の収容定員増の認可申請分より、提出書類の一部（副本1部、1大学あたり100～150枚程度）については、紙媒体から電子データでの提出に変更する予定。

(2) 私立大学等の廃止・設置者の変更等の認可

① 手続の概要

学校教育法第四条第一項で定めるとおり、私立大学等を廃止する際や私立大学等が設置者を変更する際にその旨を文部科学大臣の認可を受けるものである。

② 電子化の状況

手続きの電子化については未整備。

なお、申請書の提出は郵送により受け付けており、申請者において相談の希望あるいは調整の必要な事項が無い限り、原則として来省は不要としている。

※その他、設置認可全般について、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」について文部科学省ホームページにおいて公表するとともに、毎年度Q&Aを充実することとしている。

(3) 私立大学等の学部等の設置・廃止等の届出

① 手続の概要

学校教育法第四条第二項で定めるとおり、私立大学等が大学の学部、大学院及び大学院の研究科等の設置であって学位の種類及び分野の変更を伴わない場合、または、大学の学部、大学院及び大学院の研究科等を廃止する際、その他、学校教育法施行令第二十三条の二で定める事項について、文部科学大臣に届け出るものである。

② 電子化の状況

手続きの電子化については未整備。

(4) 私立大学等の学部等の設置の届出

① 手続の概要

学校教育法第十条で定めるとおり、私立大学等が校長を定めた際に、その旨を文部科学大臣に届出るものである。

② 電子化の状況

手続きの電子化については未整備。

II 教育職員免許法**(1) 免許状更新講習の認定**

① 手続の概要

教育職員免許法第九条の三に基づき、教員免許状所持者が免許状を更新するために受講する、大

学等が開設する免許状更新講習の認定を行うものである。

② 電子化の状況

免許状更新講習の申請については、平成29年度までは、文部科学省のホームページ上に申請要領や申請書類の様式を掲載し、大学等が閲覧・ダウンロードを可能としていたほか、一部の書類については、メールのみの提出を可能としていた。

平成30年度においては、審査業務を移管した独立行政法人教職員支援機構のサイト上に、免許状更新講習認定申請等システムを構築し、大学等からのオンライン申請を可能とした。これにより、同一内容の入力を減らし、一度の入力で提出様式にそれぞれ出力できるようにした。

また、オンライン入力時に、入力上の留意事項やワーニングを示すとともに、押印が必要な一部の書類についてのみを郵送による提出とし、郵送事務の大幅な削減を図った。申請手続きの相談については、引き続き、随時、電話・メールにより対応している。

(2) 免許状更新講習の変更の届出

① 手続きの概要

免許状更新講習規則第三条に基づき、免許状更新講習の開設日や講習内容等の変更の届け出を行うものである。

② 電子化の状況

平成29年度までは、文部科学省のホームページ上に変更の届出に係る提出書類の様式を掲載し、ダウンロードを可能としていた。

平成30年度においては、免許状更新講習認定申請等システムの構築により、大学等からのオンライン申請を可能とした。

また、オンライン入力時に、入力上の留意事項やワーニングを示すとともに、押印を省略することで、郵送事務を廃止した。

変更の届出の相談については、引き続き、随時、電話・メールにより対応している。

(3) 免許状更新講習の評価結果の報告

① 手続きの概要

免許状更新講習規則第七条に基づき、免許状更新講習の内容・方法や運営面等に関する評価結果の報告を行うものである。

② 電子化の状況

平成29年度までは、文部科学省のホームページ上に評価結果報告に係る提出書類等の様式を掲載し、ダウンロードを可能としていたほか、一部の書類については、メールのみの提出を可能としていた。

平成30年度においては、免許状更新講習認定申請等システムの構築により、大学等からのオンライン申請を可能とした。

また、オンライン入力時に、入力上の留意事項やワーニングを示すとともに、押印を省略することで、郵送事務を廃止した。

報告の相談については、引き続き、随時、電話・メールにより対応している。

(4) 課程認定大学の教育課程変更の届出

① 手続きの概要

教育職員免許法施行規則第二十一条第二項に基づき、免許状授与の所要資格を得させるための課程認定大学において教育課程の変更があった際の届出を行わせるものである。

② 電子化の状況

システムを独自に構築・運営していない。

ウェブ上に申請要領や申請書類の様式を掲載、閲覧・ダウンロードを可能としている。

手続きの相談については、随時、電話・メールにより対応している。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

I 学校教育法

(1) 私立大学等の設置、私立大学等の学部等の設置の認可

これまで申請者が計画的、効率的に申請書の作成ができるように、下記の業務改善等を行っており、現状においても効率的な方法で当該事務を進めている。

・毎年12月頃に、申請書類作成の手引きを作成しWeb上にて周知するとともに、毎年12月に事務担当者説明会を開催し申請書類の作成に関する注意事項等を説明している。

- ・申請書の記入要領について、大学等からの問合せや意見を踏まえ記入方法の具体的な表示、留意事項の追加、記載の見直し、Q&Aの見直しなどの改善を行っている。
 - ・申請書に記載する項目については、審査のために最低限必要な項目に絞っている。
 - ・申請に関する問い合わせは、電話・メールにより随時受け付けており、直接の相談についても年間を通して相談可能日を設け、迅速に対応している。
- なお、直接の相談に関しては、これまでは電話のみの事前予約により実施していたが、電話がつかない点等の申請者の負担を考慮し、平成30年11月からはメールによる受付を行っており、これまで以上に簡便な手続きで相談に応じることができるよう対応している。

平成29年度に、提出書類の見直しや手続きのIT化など申請者の更なる負担軽減の方策を立てたことを踏まえ、平成30年度に円滑な審査の方法の検討も行った結果、平成31年度の設置認可申請からは以下のとおり対応する予定。

- ・申請書類のうち、補正申請書類の一部（副本：1大学あたり最大で、ドッジファイル5冊程度×4）の提出を不要とする予定。
 - ・申請書類の教員の審査に係る「調書」のうち、一部の書類の添付を不要とする予定。
- (2) 私立大学等の廃止・設置者の変更等の認可
過去の申請において申請書類の補足・修正等を求めた箇所については、毎年「申請の手引き」において記載内容を見直しマニュアル化するなど、私立大学等の負担が最小限になるよう配慮している

- (3) 私立大学等の学部等の設置・廃止等の届出
(2)に同じ

- (4) 私立大学等の学部等の設置の届出
(2)に同じ

II 教育職員免許法

(1) 免許状の更新講習の認定

- これまで下記の業務改善等を行っており、現状においても効率的な方法で当該事務を進めている。
- ・毎年10月に、免許状更新講習の認定申請等要領を大学等に送付し、認定申請を計画的に進められるよう、毎月の申請締切日、認定時期などのスケジュールを明示するとともに、当該要領を文部科学省のホームページに掲載している。
 - ・申請書の記入要領について、大学等からの問合せや意見を踏まえ、記入方法の具体的な表示、留意事項の追加、記載の見直しなどの改善を行っている。
 - ・申請書に記載する項目については、審査のために最低限必要な項目に絞っている。
 - ・申請に関する問合せは、電話・メールにより随時受け付けており、迅速に対応している。

平成29年度には、さらなる行政手続コスト削減のため、大学等が申請を行う際の問合せや申請後の修正に係る時間を削減できるよう、記入要領等をより分かりやすく見直すなどの対応を進めた。手続のIT化についても、「規制制度改革との連携による行政手続・民間取引IT化に向けたアクションプラン」も踏まえ、検討してきた。

その結果、平成30年度には、以下の取組を行った。

- ・平成30年4月から、独立行政法人教職員支援機構へ更新講習の認定に関する事務等に移管し、これに合わせて免許状更新講習認定申請等システム（Web入力システム）を開発・運用し、必要事項の記入により各申請書等の様式を自動作成し、オンライン化することで、行政手続コストの削減を進めた。
- ・また、認定申請書のががみ文書以外の押印を廃止し、オンライン申請とすることで、郵送事務を大幅に削減した。
- ・オンライン化において、入力上の留意事項を入力画面に表示するとともに、エラー入力はワーニング表示することで、提出後の手戻り修正を大幅に削減した。
- ・また、引き続き、文部科学省のホームページに免許状更新講習の認定申請等要領を掲載するとともに、手続きの問合せについては、電話・メールにより随時対応している。

- (2) 免許状の更新講習の変更の届出
(1)に同じ

- (3) 免許状更新講習の評価結果の報告
(1)に同じ

(4) 課程認定大学の教育課程変更の届出

- これまで下記の業務改善等を行っており、現状においても効率的な方法で当該事務を進めている。
- ・毎年11月下旬に、申請要領（届出部分も含む）を各大学に送付し、届出を計画的に進められるよう、締切日などのスケジュールを明示している。

- ・届出書の記入要領について、大学等からの問合せや意見を踏まえ、記入方法の具体的な表示、留意事項の増加、記載やQ & Aの見直しなどの改善を行っている。
- ・届出書への記載項目については、必要最小限に絞っている。
- ・届出に関する問い合わせは、電話・メールにより随時、対応している。

平成30年度以降には、更なる行政手続コスト削減のため、記入要領等をより分かりやすく見直すとともに、策定予定の押印見直しガイドライン等をもとに、本人確認方法の検討を行い、提出書類の一部について電子データでの提出を可能とすることも検討する。

3 コスト計測

1. 選定理由

I 学校教育法

(1) 私立大学等の設置、私立大学等の学部等の設置の認可

民間事業者(私立大学等)からの申請件数が多いことと、現在、コスト削減について、一定の取組を行っているものであり、その効果も併せて測定することが適切であると考えため。

II 教育職員免許法

(1) 免許状の更新講習の認定

民間事業者(私立大学等)からの申請件数が多いため。

2. コスト計測の方法及び時期

I 学校教育法

(1) 私立大学等の設置、私立大学等の学部等の設置の認可

コスト計測については、毎年申請者や申請内容等が異なるため一律に計測することが困難であることから、平成29年12月末までに提出された申請書類の平均的な枚数を計測しており、平成30年度以降も引き続き申請者からの申請状況を確認し削減に係るコストの削減状況を計測する。

II 教育職員免許法

(1) 免許状の更新講習の認定

新たに構築した免許状更新講習認定申請等システムの運用前である平成29年度と、運用後となる平成30年度に、複数の大学等に対して、申請に係る提出書類作成、問合せ、書類の提出、修正対応等に係る時間についてのコスト計測の調査を行った。

当該システムにより、当該更新講習の認定申請にかかる所要時間が全体で約3割減となった。特に、オンライン申請による入力の重複や、ワーニングの表示による提出後の手戻りが減るとともに、郵送による書類提出を大幅に削減したことに伴い、所要時間が大幅に削減された。

平成31年度も、引き続き調査を行い、行政手続コストの推移を確認する。